
2. 宮城県最低賃金の改正 ～時間額824円に～

県内の事業所で働くすべての労働者（臨時、パート、アルバイト等を含む）に適用される宮城県最低賃金が、令和元年10月1日から26円引き上げられ、824円に改正されました。

現在の賃金額（月給制の場合は時間額換算で）をご確認の上で、本年10月1日以降の賃金について、最低賃金額以上の支払いとなるよう、ご理解とご協力をお願いします。

●宮城県最低賃金

<https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/2/225/22540.html>

【お問合せ先】 賃金室（022-299-8841）

★バックナンバー

https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/1/140/141_2019.html

★メルマガ配信の停止・配信先の変更

<https://mdh.fm/BeJI/MemberMobile/MemberMobile?ReqID=member&CustID=N202Y9&MemberID=91311>

- ・当メールマガジンは毎月1回の定期号に加えて、臨時号を随時配信します。
- ・新規登録されると、登録翌日の午前10時に最新刊を配信します。
- ・文字は、1行の文字数が22文字以上となる大きさで、かつMSゴシックなどの等幅フォントでご覧ください。
- ・登録していないにも関わらず本メールが配信された場合は、他の方が間違えて登録した可能性がありますので、上記の配信停止の手続きをお願いします。
- ・当メールマガジンの送信元アドレスは、送信専用となっております、返信できません。
- ・携帯メールには対応しておりません。
- ・当メールマガジンの内容の全部または一部については、私的使用または引用など著作権法上認められた行為として、出所を明示することにより、引用、転載、複製を行うことができます。

【配信元】 宮城労働局（雇用環境・均等室）

〒983-8585 宮城県仙台市宮城野区鉄砲町 1
仙台第四合同庁舎

電話 022-299-8834

宮城労働局ホームページ

<https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/>
